

## 会 費 規 定

### 1. 入会金（準会員及び賛助会員は除く）

区 分	金 額（単位：円）
販売店	100,000
充填所等	200,000

☆継承新規登録は除く

### 2. 年会費

#### (1) 小売事業者販売数量（家庭用・業務用）

販売数量（単位トン）	金 額（単位：円）	販売数量（単位トン）	金 額（単位：円）
50未満	31,200	600以上900未満	90,000
50以上100未満	38,400	900以上1,200未満	114,000
100以上200未満	50,400	1,200以上1,500未満	128,000
200以上300未満	64,800	1,500以上2,000未満	140,400
300以上400未満	73,200	2,000以上3,000未満	156,000
400以上600未満	82,800	3,000以上	174,000

#### (2) 卸売事業者（本社・主管支店充填所）

区 分	金 額（単位：円）
充填所未保有会員	70,000
充填所保有会員 10トン未満	98,000
同上 10トン以上30トン未満	116,000
同上 30トン以上50トン未満	134,000
同上 50トン以上	152,000

#### (3) (2) 以外の充填所

区 分	金 額（単位：円）
充填所保有会員 10トン未満	80,000
同上 10トン以上30トン未満	100,000
同上 30トン以上50トン未満	110,000
同上 50トン以上	130,000

#### (4) 会費の計算

- ① (1) のみ
- ② (1) + (2)
- ③ (1) + (2) + (3)

#### (5) 準会員及び賛助会員

20,000円/年額

### 3. 会費の納期等

(1) 正会員の会費納付は、2分の1ずつ前期・後期に分けて納付するものとし前期は8月31日までに後期は、1月31日までとする。

但し前後期一括納付希望者の扱いは次のとおりとする。

- ・会員は、前後期一括指示書を事務局に提出する。

・事務局は上記指示書に基づき請求書を発送する。

・納付期限は、前期納付期限とする。

- (2) 入会時の会費計算は、月割り計算で行う、月の途中でも該当月は計算月となる。退会については前期・後期中であっても該当期中の会費は返金しない。但し前期退会者で後期会費納付者は後期会費については、返金する。
- (3) 入会金は、県内全拠点において負担することとする。但し買収等により継承した場合は、前事業者が遂に支払っており支払義務は発生しない。
- (4) 会費は県内全拠点に支払い義務が発生し一拠点でも未納会費が発生した場合、当該会員の該当年度会費は未納扱いとする。
- (5) 未納会費が2年間継続した場合は、定款第9条第4項の規定により、2会計年度経過、翌期初日の4月1日をもって除名とする。